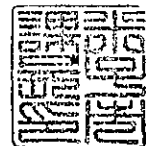


建指起第1673号-2
令和2年7月1日

米子市市民生活部収税課長 様

米子市都市整備部建築相談課長



市街化調整区域の建築物の建築等について（回答）

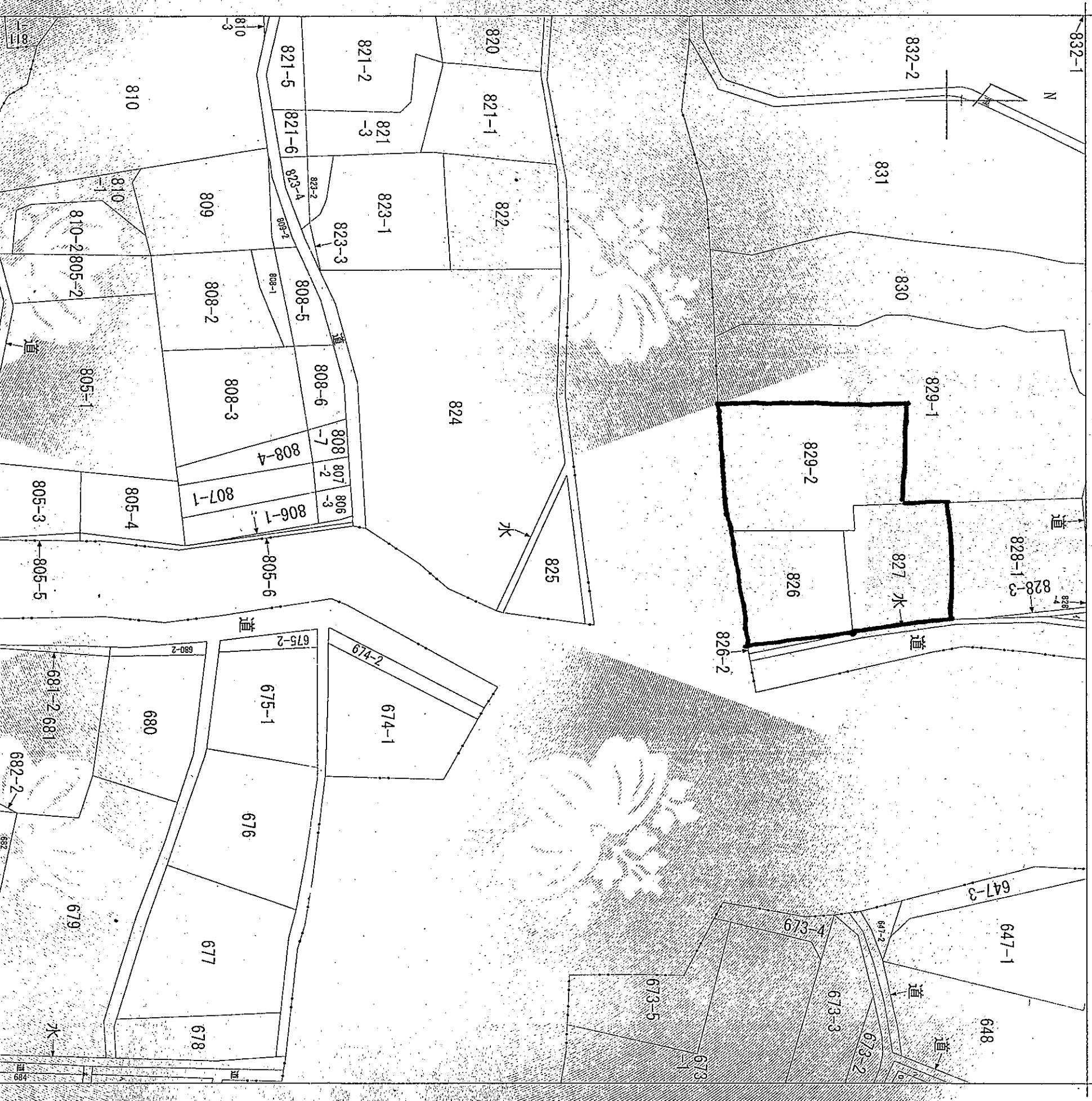
令和2年6月26日付建相収第1673号-1で協議のありました建築物は、線引き（昭和46年3月30日）以前から継続して存在している建築物と確認しましたので、下記建築物の使用者変更については、都市計画法第43条第1項の規定に基づく許可申請は不要です。

ただし、下記の建築物の用途を変更する場合、従前延床面積の1.5倍を超えて増改築をする場合、敷地を拡張する場合、又は、建築物を解体し更地にされた場合は、同法第43条第1項の規定に基づく許可申請が必要です。

記

| | |
|---------|--------------------------|
| 1 場 所 | 米子市石井字上坂谷826番、827番、829番2 |
| 2 敷地面積 | 927.37㎡（協議書添付資料に基づく） |
| 3 延床面積 | 325.74㎡（固定資産税課税台帳に基づく） |
| 4 建築物用途 | 専用住宅及び兼用住宅（協議書記載に基づく） |

※本回答書の有効期限は回答日から1年間です。ただし、回答日における基準により判断したものであり、その間に本回答書の内容に影響する法令の改正、本市の基準の改正等があった場合は、本回答書の効力は失われますので、その旨ご了解ください。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられていた図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|------|--|----|-----------|--|
| 請求部 | 所在 | 米子市石井字中村 | | 地番 | 825番 | | 種類 | 旧土地台帳附属地図 | |
| 出力 | 精度 | 座標系 | 分類 | 地図に準ずる図面 | 補記事項 | | | | |
| 1/600 | 区分 | 番号又は記号 | 地図に準ずる図面 | 補記事項 | | | | | |
| 作成年月日 | 付年月日(原図) | | | | | | | | |